

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」の保育所等における対応について

厚生労働省子ども家庭局保育課

今般、環境省において作成された「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」(以下「ガイドライン」という。)について、保育所等及び各自治体の保育担当部局における対応の概要を以下のとおり整理したので、お示しします。

1 多頭飼育問題とは

ガイドラインにおいて解決を目指すこととしている「多頭飼育問題」とは、「多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、

- ①飼い主の生活状況の悪化
- ②動物の状態の悪化
- ③周辺の生活環境の悪化

が生じている状況」と定義されています。

(「[はじめに・人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン\(概要\)](#)」P2より抜粋)

2 多頭飼育問題と保育の関係性について

ガイドラインでは、「児童の生活の様子や態度等から、子どものネグレクトや多頭飼育問題への発見につながる可能性がある」ことから、多頭飼育問題の早期発見と解決のために、各自治体の内部で連携して取り組む主体の一つとして、保育士が例示されています。

(「[第2章 多頭飼育問題への対応](#)」P31より抜粋)

3 多頭飼育問題に関して保育所等及び自治体の保育担当部局が行うことについて

(1) 保育所等について

家庭における子どもの生活環境の悪化と多頭飼育問題が結びついている場合があり得ることを認識していただくとともに、日々子どもや保護者との関わりの中で、子どもの生活環境が顕著に悪化している場合であって、子どもや保護者の言動から多頭飼育問題が疑われる場合には、自治体の保育担当部局や動物愛護管理部局に対して、御相談いただくようお願いいたします。

(2) 自治体の保育部局について

保育所等の職員から園児の家庭で多頭飼育が疑われる事案に関する相談を受けた場合に、自治体内の動物愛護管理部局への情報提供等適切な連携を図っていただくようお願いいたします。

以上